

新たな高齢者医療制度の創設（平成 20 年 4 月）

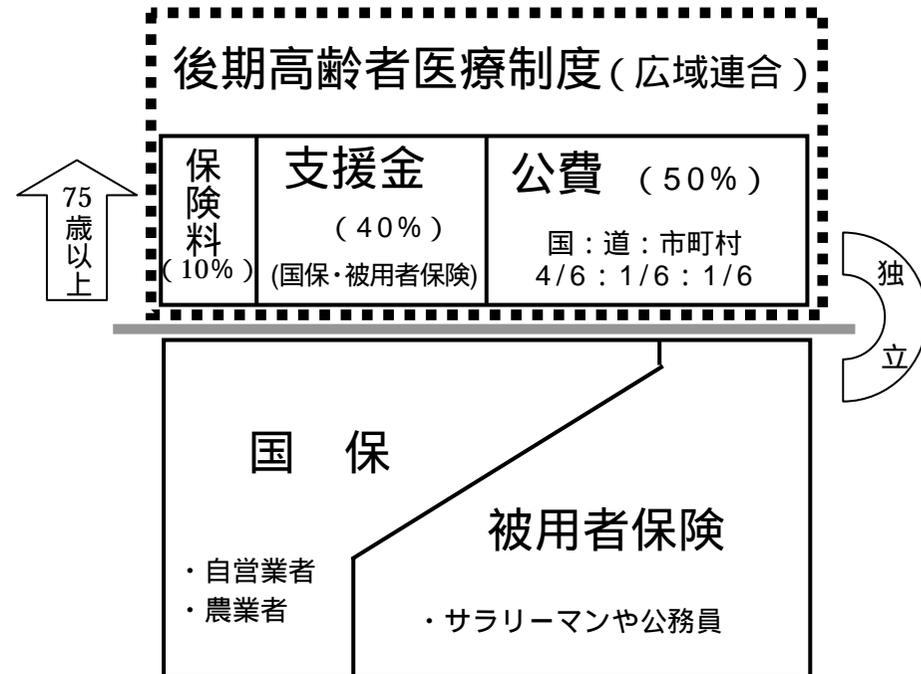
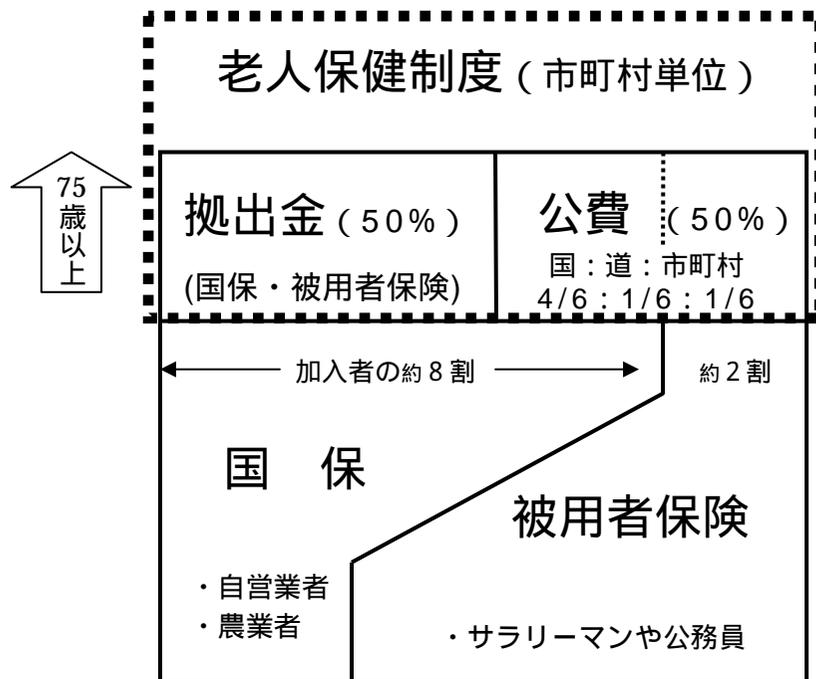
< 現行（老人保健法） >

75 歳以上の高齢者は、各医療保険制度の加入者であっても、医療の給付については、医療保険制度から切り離され、老人保健制度（市町村が運営者）において行われる。老人保健制度は、国保・被用者保険からの拠出金と公費を財源として運営。

< 高齢者の医療の確保に関する法律 >

75 歳以上の高齢者を対象とし、新たに独立した「後期高齢者医療制度」を創設する。運営については、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する「広域連合」が行う。

改正



1 老人保健制度と後期高齢者医療制度の違い

| | 老人保健制度 | 後期高齢者医療制度 |
|------|---|---|
| 運営主体 | 市町村 | 都道府県単位で全市町村が加入する広域連合 |
| 対象者 | 75歳以上（一定の障害のある人は65歳以上） | 同左 |
| 患者負担 | 1割負担（現役並み所得者は3割負担） | 同左 |
| 保険料 | 老人保健での保険料は発生せず、各医療保険制度の保険料を負担する。被用者保険加入者の被扶養者には保険料がかからない。 | 全体の医療費の1割を保険料として徴収（特別徴収又は普通徴収） |
| 財源内訳 | 公費:5割（国4/6、道1/6、市町村1/6） 国保・被用者保険からの拠出金:5割 | 公費:5割（国4/6、道1/6、市町村1/6） 国保・被用者保険からの支援金:4割、保険料:1割 |

2 窓口での医療費負担

| 年齢 | 所得層 | ～H18年9月 | 現行（H18年10月～） | H20年4月～ |
|---------|------|---------|--------------|---------|
| ～69歳 | 現役並み | 3割 | 3割 | 同左 |
| | 一般 | | | |
| 70歳～74歳 | 現役並み | 2割 | 3割 | 同左 |
| | 一般 | 1割 | 1割 | 2割 |
| 75歳～ | 現役並み | 2割 | 3割 | 同左 |
| | 一般 | 1割 | 1割 | 同左 |

現役並み所得者 複数世帯：年収520万円以上 単身世帯：年収383万円以上